

## 公益財団法人広島県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://hiroken-spokyo.jp>

| 原則                               | 自己説明項目   | 自己説明   |
|----------------------------------|--|--|
| [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。 | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること                              | 現在、計画を策定中であり、本協会の関係委員等の意見も踏まえた上で、令和4年度中に策定、公表する予定としている。  |
| [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。     | (1) 団体及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要ない規程を整備すること          | 役員等に係る法令遵守について次のとおり規程を整備している。<br>・役・職員倫理規程<br>・倫理委員会規程<br>・広島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン   |
| [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要ない規程を整備すること<br>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 法人運営について次のとおり規程を整備している。<br>・定款 ・評議員及び役員選任規則 ・評議員選定委員会規程 ・加盟規程<br>・加盟申請審査要項 ・加盟団体の処分に関する内規 ・専門委員会規程<br>・女性スポーツ委員会規程 ・スポーツ少年団設置規程 ・スポーツ少年団専門部会内規<br>・役・職員倫理規程 ・倫理委員会規程<br>・広島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン<br>・事務局就業規則 ・経理規程 |
| [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要ない規程を整備すること<br>②法人の業務に関する規程を整備しているか          | 法人業務について次のとおり規程を整備している。<br>・表彰規程 ・表彰規程内規 ・スポーツ少年団顕彰要綱 ・スポーツ少年団顕彰要綱内規<br>・役・職員倫理規程 ・倫理委員会規程<br>・広島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン<br>・特定個人情報取扱規程 ・職員旅費規程 ・役員等旅費規程   |
| [原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要ない規程を整備すること<br>③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか     | 役員等の報酬について次のとおり規程を整備している。<br>・定款 (第7章役員等)<br>・事務局就業規則 (第6章給与、第7章退職及び解雇)  |

| 原則                               | 自己説明項目  | 自己説明   |
|----------------------------------|---|--|
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。      | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>④法人の財産に関する規程を整備しているか    | 財産について次のとおり規程を整備している。<br>・定款（第4章資産及び会計）<br>・経理規程（第6章固定資産及び物品）  |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。      | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 財政基盤を整えるため次のとおり規程を整備している。<br>・定款（第3章加盟団体）<br>・加盟規程   |
| [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。      | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること    | 国体実施要項総則の参加資格を満たす者から各競技団体が実施する予選会等により選考された者で本協会が本県代表としてふさわしいと認めたものを県に協議し、選手・監督として決定している。<br>・国民体育大会広島県代表選手・監督の選考基準   |
| [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。 | (1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること                         | 役職員の出席する各種研修会等において、日本スポーツ協会作成の倫理ガイドライン等を活用し、コンプライアンス教育を実施することとしている。  |
| [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。 | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること                     | 選手及び指導者の出席する各種研修会等において、日本スポーツ協会作成の倫理ガイドライン等を活用し、コンプライアンス教育を実施することとしている。  |
| [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである。        | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること                   | 次の体制により財務・経理処理の適正性を確保している。<br>①事業年度開始前に事業計画書、収支予算書等を作成<br>②理事会での決議、評議員会での承認<br>③日々の会計処理は経理規程等に基づき適正に実施<br>④事業年度終了後に事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等を作成<br>⑤税理士法人の審査<br>⑥監事3人の監査<br>⑦理事会と評議員会の承認 |

| 原則   | 自己説明項目  | 自己説明   |
|--|---|--|
| [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである。                                  | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること  | 広島県からの補助金については、広島県スポーツ関係補助金交付要綱等に基づき適正に執行している。   |
| [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。                                     | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと   | 決算関係書類を本協会のホームページで公開している。  |
| [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。                                     | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること                            | 選手選考に関する情報開示は適正に実施している。  |
| [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。                                     | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること                           | 日本スポーツ協会が作成した自己説明・公表様式により、本協会のガバナンスコードの遵守状況を本協会のホームページで公表している。   |
| [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | 加盟団体に対して、必要に応じてガバナンスの確保やコンプライアンスの強化等に係る助言や支援を行っている。  |
| [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと                                      | 加盟団体に対して、スポーツ庁や日本スポーツ協会からのガバナンスの確保やコンプライアンスの強化等に係る通知や普及啓発パンフレット等を随時、情報提供するとともに加盟団体の出席する会議等においてガバナンスの確保やコンプライアンスの強化等について周知を図っている。 |